



民営職業紹介

ひ

と

2023.1  
No.

186

冬号

民紹協会長 年頭のご挨拶

厚生労働大臣 年頭所感

厚生労働省職業安定局長 年頭所感

各民営職業紹介事業者団体 年頭のご挨拶

令和4年秋の叙勲受章者お喜びの声

厚生労働省と民営職業紹介事業者団体との情報交換会の開催

公益社団法人 全国民営職業紹介事業者協会



## Contents

### 3 年頭のご挨拶

公益社団法人全国民営職業紹介事業協会 会長 紀陸 孝

### 4 年頭所感

厚生労働大臣  
厚生労働省職業安定局長

### 9 新年のご挨拶

各民営職業紹介事業者団体

#### 10 令和4年秋の叙勲受章者お喜びの声

#### 11 厚生労働省と民営職業紹介事業者団体との情報交換会の開催

#### 17 令和4年度職業紹介士認定試験合格発表

#### 18 令和5年度職業紹介士資格認定試験(第27回)の 受験者募集が始まります

#### 19 職業紹介士ネットワーク ~ジェイサービス株式会社キャリアバスケット事業部~

#### 20 外国人材に関する情報「在留外国人数の推移」

#### 21 令和4年度ブロック交流会・改正個人情報保護法セミナー

#### 22 よくわかる職業紹介事業のQ&A

#### 24 雇用失業動向

#### 25 新規入会事業所紹介

#### 26 民紹協ニュース／編集後記

#### 27 職業紹介責任者講習日程

※表紙写真は、「第3回 ひととしごと写真募集」佳作 鈴木正子氏撮影の作品「これからも、いつまでも…」です。「映画の撮影で知り合った女優さんがヘアメイクの力で素敵に輝いていく変化を目のあたりに出来ました。人は自らの内面とヘアメイクさんの職人魂が合わさると眩い光を放ちます。」

# 年頭のご挨拶



公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会  
会長 紀陸 孝



明けましておめでとうございます。

皆さまにおかれましては、お健やかに新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

今年は3年ぶりに皇居で「新年一般参賀」が行われましたが、お揃いで初詣に出かけられた方も増えたのではないのでしょうか。巷にも外国人観光客を見掛ける機会が増え、経済活動も総じて持ち直しの兆しが感ぜられるようになりました。

これに合わせて民営紹介所の求人も回復してきましたが、一方でかつてのように紹介する求職者がいないという声が増えてきました。コロナ禍が長引くにつれて他の職種に転職した求職者は、求人が回復してもなかなか戻って来てくれないそうで、紹介所は新規求職者の開拓とその教育研修に迫られています。

最近の求職者の多くは、スマートフォン(スマホ)で求職活動をします。昼夜を問わずスマホで求人を検索し、求人者のHPを見て、気に入った求人があればスマホで応募します。紹介所や求人者との連絡にもスマホのメールやSNSが多用されます。

紹介所が求職者の開拓を行う際は、こうした求職者の求職活動にフィットさせなければなりません。紹介所にはどのような求人があるか、その仕事にはどの程度の経験やスキルが必要であり、どのような教育研修があるのか、そうした情報を発信しなければ、なかなか求職者を呼び込むことは容易ではありません。紹介所は自ら情報の発信力を高めるとともに、求人メディアの情報発信力や情報収集力を利用することも必要でしょうし、工夫すれば、あまり費用をかけずに利活用が可能です。

昨年10月に改正職業安定法が施行され、求人メディアに対しても、求人等に関する情報の的確表示、迅速・適切な苦情処理、個人情報の保護・秘密保持などが義務付けられました。これにより、紹介所もより安心して求人メディアを利用する環境が整ったといえるでしょう。

上記のうち、「求人等に関する情報の的確表示」は、先般の改正で新たに紹介所にも義務付けられました。このため、当協会が今年度、厚生労働省から委託を受けて作成した「自主点検ツール」においては、「求人受理に際して、求人が虚偽又は誤解を生じさせるような内容、表現になっていないか確認していますか」、「求人内容について、定期的な確認と情報の時点の表示等により、正確かつ最新の内容に保たれるように努めていますか」などのチェック項目も設けた次第です。この機会に、「自主点検ツール」を活用して、法令遵守とマッチングの向上に努めていただければ幸いです。

民営紹介所の中には、業績がコロナ前の水準に回復していないところも多くあろうかと存じます。新しい年が皆さまにとりまして確かな業績回復が期待できる年となりますよう、併せ皆さまのご多幸、ご健勝を祈念申し上げ、新年の挨拶に代えさせていただきます。

# 年頭所感



厚生労働大臣  
加藤 勝信

## ●はじめに

令和5年の新春を迎え、心よりお慶び申し上げます。本年も何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

厚生労働大臣に就任し、約5か月が経ちました。この間、国民の皆様の安全・安心の確保に万全を期すべく努力してまいりました。引き続き、私自身が先頭に立ち、厚生労働省一体となって様々な課題に全力で取り組んでまいります。

## ●感染症対策等

新型コロナウイルス感染症対策については、昨年9月から、オミクロン株の特性等を踏まえ、高齢者等重症化リスクの高い方に対する適切な医療の提供を中心とする考え方に転換し、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図っていくため、ウィズコロナに向けた新たな段階への移行を進めています。

昨年10月には、今冬の感染拡大と季節性インフルエンザとの同時流行に備えた対応に万全を期すため、重症化リスク等に応じた外来受診・療養の流れをお示しするとともに、保健医療体制の強化・重点化策を取りまとめ、各都道府県にお

いても体制整備を進めていただいています。

新型コロナワクチンについては、昨年9月からはオミクロン株対応ワクチンの接種を開始しており、引き続き、希望する全ての方が接種を受けられるよう、有効性や安全性等について丁寧な情報提供に努めるとともに、自治体と連携して接種を進めてまいります。治療薬についても、引き続き、複数の選択肢の中からその適応に応じて、適切かつ早期に投与できる体制を強化してまいります。

新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけについては、昨年12月に成立した感染症法等改正法の審議の過程で検討規定が追加されたことも踏まえ、専門家等の意見も聴きながら、最新のエビデンスに基づき、早期に議論を進めてまいります。

さらに、次の感染症危機へ備えるべく、感染症法等改正法の円滑な施行等に努めてまいります。また、「感染症対策部」の設置や新たな専門家組織の創設、食品衛生基準行政、水道整備・管理行政の移管といった組織の見直しについても引き続き検討を進め、次期通常国会への必要な法律案の提出に向けて取り組んでまいります。

また、先の臨時国会に旅館業法等改正法案を

提出しておりますが、旅館・ホテルにおける感染防止対策等にも取り組んでまいります。

### ●全世代型社会保障の構築

国民一人ひとりが将来に希望を持ち、安心して生活できる社会を実現するため、年齢に関わりなく、全ての国民が、その能力に応じて負担し、支え合う「全世代型社会保障」を構築することが必要です。

昨年末に、全世代型社会保障構築会議において、報告書が取りまとめられました。この報告書に基づき、こども・子育て支援の充実、働き方に中立的な社会保障制度等の構築、医療・介護制度の改革、「地域共生社会」の実現について着実に取組を進め、医療保険制度、医療提供体制や介護保険制度の課題については、次期通常国会に関連法案の提出を目指します。また、勤労者皆保険の実現に向けた、被用者保険の更なる適用拡大等についても検討を進めてまいります。

### ●地域医療体制の整備、医療DXの推進等

医療分野では、今般の感染症対応で得られた知見を踏まえつつ、地域医療構想、医療従事者の働き方改革、医師偏在対策を一体的に進めるとともに、今後の医療ニーズや人口動態の変化等を踏まえ、かかりつけ医機能が発揮される制度整備を進めます。

医療DXの推進については、今般の感染症対応の経験も踏まえ、質の高い医療の提供や医療情報の更なる利活用の観点から、電子カルテ情報の標準化等を行うとともに、全国医療情報プラットフォームの創設やその基盤となるオンラ

イン資格確認等システムの導入徹底、診療報酬改定DXに取り組めます。あわせて、本年1月から運用を開始する電子処方箋について着実な推進に努めます。

国民の皆様が健康・医療情報に基づいたより良い医療を受けることが可能となるよう、マイナンバーカードと健康保険証の一体化を加速し、令和6年秋の健康保険証廃止を目指します。

### ●人への投資、多様な就労・社会参加の促進等

雇用・労働分野では、目下の物価上昇に負けない継続的な賃上げを実現することが重要です。

最低賃金については、賃上げしやすい環境整備に取り組みつつ、できる限り早期に、全国加重平均が千円以上となることを目指します。

さらに、賃上げと、労働移動の円滑化、リスクリングをはじめとした人への投資という3つの課題の一体的改革を進め、賃上げが高いスキルの人材を惹きつけ、生産性を向上させ、さらなる賃上げを生むという好循環による「構造的賃上げ」の実現を目指します。

あわせて、正規雇用と非正規雇用の不合理な待遇差を是正するため、同一労働同一賃金の徹底を図るとともに、女性・若者・高齢者・障害者等の就労支援等に取り組めます。

### ●生活困窮者等への支援

コロナ禍や物価上昇等が国民生活に影響を及ぼす中、生活に困窮する方の生活再建に向けて、相談支援体制の充実強化に取り組めます。また、生活保護基準について、審議会での検証結果を適切に反映することを基本としつつ、足下の社会

経済情勢等を総合的に勘案して見直しを行います。このように、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度等を通じて、生活困窮者等に対する切れ目のない包括的な支援を推進してまいります。

### ●こども・子育て支援

こども・子育て支援については、本年4月から出産育児一時金を42万円から50万円に増額します。また、妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と妊娠・出産時の計10万円相当の経済的な支援を一体的に実施する「出産・子育て応援交付金」を創設し、継続的に支援を実施します。

また、本年4月にはこども家庭庁が創設され、こども政策に関する総合調整権限を一元化し、こどもや子育て当事者、現場の視点に立った強い司令塔機能を発揮することが期待されています。関係府省と連携・協力して、設置に向けた準備や今後のこども政策の充実に取り組みます。

あわせて、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の令和6年度からの円滑な施行に向けた準備を進めます。

### ●障害者支援等

障害者や難病患者の方々が、地域や職場において、本人の希望に応じて、医療、福祉、雇用等の各分野の支援を受けながら、その方らしく暮らし、働くことができるよう、昨年12月に成立した障害者総合支援法等改正法に基づき、障害者等の地域生活の支援体制の強化、多様な就業ニーズに対応した取組の推進、難病患者等に対する適切な医療の充実等に取り組みます。

### ●G7関係閣僚会合

本年、我が国はG7の議長国となります。厚生労働分野においても、4月には岡山県倉敷市において労働雇用大臣会合を、5月には長崎県長崎市において保健大臣会合を開催する予定です。開催地の自治体と連携し、国際社会に対し、日本のリーダーシップを示してまいります。

### ●災害への対応等

近年、様々な災害が全国各地で発生しています。改めましてお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災された皆様にお見舞い申し上げます。相次ぐ自然災害から国民生活を守ることができるよう、防災・減災、国土強靱化を進めるため、医療・福祉・水道施設の強靱化等に取り組みます。

また、東日本大震災からの復興に向け、被災者の心のケア、医療・介護提供体制の整備、雇用対策などに引き続き全力で取り組みます。

そのほか、社会経済の変化に対応しつつ、厚生労働省に対する要請に適時・的確に応えることができるよう、医薬品・医療機器施策、薬物対策、がん対策、循環器病対策、健康増進施策、社会福祉、援護施策等、山積する課題に果敢に取り組みでまいります。

おわりに、本年が、国民の皆様お一人お一人にとって、実り多き素晴らしい一年となりますよう心よりお祈り申し上げ、年頭に当たっての私の挨拶といたします。

# 年頭所感



厚生労働省職業安定局長

田中 誠二

新年を迎え、謹んでお慶び申し上げるとともに、職業安定行政へのご理解とご協力に感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の流行も4年目に入り、足下では、求人の持ち直しの動きが堅調である一方、物価上昇等が雇用に与える影響に留意が必要であり、雇用と暮らしを守るための雇用政策を総合的に実施することが重要です。令和4年10月に取りまとめられた総合経済対策においては、「構造的な賃上げ」の実現に向け、3年間に4,000億円規模で実施している「人への投資」の施策パッケージを5年間で1兆円へ拡充するとともに、労働移動の円滑化に向けて取り組むこととしています。

厚生労働省においても、「雇用・労働総合政策パッケージ」を策定し、労働者の賃上げ支援、人材の育成・活性化、賃金上昇を伴う労働移動の円滑化、多様な選択を力強く支える環境整備・雇用セーフティネットの再整備に、一体的に取り組むこととしており、個人の多様な選択を支えるしなやかな労働市場を整備していき

たいと考えています。

こうした取組の基盤としても、雇用保険財政の早期再建が急務となっています。雇用保険制度が担うセーフティネット機能の重要性を国民の皆様理解していただきながら、財政規律の徹底を図りつつ、雇用保険制度の安定運営に努めてまいります。

障害者雇用については、先の臨時国会において成立した、障害者雇用促進法の改正を含む障害者総合支援法等の一部改正法に基づき、障害者の多様な就労ニーズへの対応や障害者雇用の質の向上の推進等に向けて取り組むほか、令和5年度からの雇用率の設定にあわせ、法定雇用率の達成に向けた支援を行うこと等により、障害者が希望や障害特性、能力に応じて活躍できる社会の実現に向けて取り組んでまいります。

高齢者雇用については、令和3年4月に70歳までの就業機会確保措置が事業主の努力義務となりましたが、今後も施行状況を把握し、事業主の皆様への事例の周知や、その他具体的な取

組への支援を含め、生涯現役社会の実現に向けた取組を進めてまいります。

外国人雇用については、ハローワークにおいて、就職支援や雇用管理改善指導に引き続き取り組むとともに、外国人労働者の雇用管理の実態等を把握する新たな統計を来年度から実施すべく、準備を進めてまいります。また、内閣官房に設置された「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」における議論を踏まえながら、関係する外国人雇用対策の取組について検討してまいります。

地域雇用対策については、雇用に関する地域の課題に対応するための都道府県や市町村の取組を支援するとともに、都市部から地方に移住して就職を希望される方々に対し、個々のニーズに応じた再就職等の支援を実施してまいります。

また、雇用仲介に関しては、改正職業安定法が昨年10月に施行され、求人メディア等の「募集情報等提供事業者」について、より広く法的に位置付けられました。職業紹介事業者や労働者派遣事業者とともに、これらの民間人材サービス事業者が労働市場で適切な役割を果たすことのできる環境作りを進めてまいります。

そして、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った就職氷河期世代の方々をさらに支援するため、ハローワークの専門窓口において、担

当者によるチーム支援を着実に実施することや、就職氷河期世代のニーズにそった求人の開拓、マッチング、助成金の活用促進等について取り組んでまいります。

物価上昇等が雇用に与える影響を引き続き注視しながら、全ての方々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現するため、職業安定局としても全力で取り組んでまいりますので、皆様方には、一層のご指導、ご支援を何卒よろしくお願い申し上げます。



各民営職業紹介事業者団体より

謹んで新年のご挨拶を申し上げます!

#### 公益社団法人日本看護家政紹介事業協会

人口の減少と少子高齢化が急速に進展し、高齢夫婦だけの世帯や一人暮らしの高齢者の増加、子育て期の女性の労働参加の高まりなどを反映して家政サービスに対するニーズが増大し、内容も多様化してきています。こうしたなか、家政婦(夫)の社会的認知度、社会的評価を高めることを目標に、第7回家政士検定試験を全国規模で実施しました。本年も、家政婦(夫)求職者の確保と就労機会の拡大に積極的に取り組んでまいります。

#### 一般社団法人日本人材紹介事業協会

コロナ禍やウクライナ問題が続く状況下で、徐々に経済活動の回復が図られるようになり、わが国では労働移動、個人のキャリア自立に注目が集まる中で、企業の人材確保の重要性はますます高まっています。それに伴い、各方面からの人材紹介に寄せられる期待も従来以上に増えています。人材協では、業界に対する社会や顧客からの信頼と、会員の皆様からの期待に応えるべく、様々な活動を実施し、今年も会員の皆様と業界の一層の発展に努めてまいります。

#### 一般社団法人全国サービスクリエイター協会

サービスクリエイターの求人は、昨秋以降急速に回復しました。しかし、コロナ禍で他業界に移ってしまった人材は簡単には戻らず、慣れていない新人スタッフを採用・研修して、なんとか昨年末の危機的な人材不足の状況を乗り越えることができました。

本年度は、コロナ禍で中断していた求職者への研修制度や検定制度を再開し、新型コロナウイルス感染症流行前のような活気ある業界に、できるだけ早く戻るよう、頑張っております。

#### 公益社団法人全日本マネキン紹介事業協会

海外からの観光客が全国にあふれ、活気づいてきました。観光業を始めとして国内の全業種がコロナ前の経済に復活するために、人材業界にいる私達が取り組むべきことは、今年は特に「給与アップ」です。求職者の賃金を上げることで接客販売職を希望する人材を確保することを目指します。この実現に向けて求職者のキャリアアップ研修の充実、従事者の労働法の理解

を深めスキルアップ研修の充実を図ってまいります。

#### 公益社団法人日本全職業調理士協会

長引くコロナ感染症の流行や不安定な国際情勢により、社会環境は大きく変化しています。政府の景気対策を重視した行動制限の緩和に伴い、飲食業界にもようやく回復の兆しが見えてまいりました。インバウンドの規制緩和や全国旅行支援開始の影響で、求人が増加する一方、他業種に流出した人材はすぐには戻ってきません。今年は正確で迅速な情報の収集・提供を通じて業界の繁栄に寄与したいと思っております。今年も宜しくお願い申し上げます。

#### 特定非営利活動法人

#### 全国ホテル&レストラン人材協会

第8波が懸念されながらも、12月はいつも以上の忙しさが戻った年の瀬でした。業界から離職した方々が多く、コロナ前に輪をかけての人材難に悩まされたが故の忙しさであったというのが正直な感想です。配ぜんというホスピタリティ業界が、魅力ある業界として求職者の方に選んでいただけるにはどうすればいいかということを考え実行する。そのような一年にして参りたいと思っております。

#### 全国調理士紹介事業福祉協会

今年度は引き続き採用難です。そのために全紹協としては情報交換を密にして、会報の充実、ホームページの進化、SNSの運用としてインスタグラムの強化で、昨年出来なかったFacebook、YouTubeの発信を図り、人材確保に力を入れたい。その中で新たに全紹協として弁護士の先生を顧問に迎えて、各紹介所に連携ができるシステムも構築したい。各紹介所が諸問題等にスムーズに運営出来るよう土台を強固にしていきます。そして今年度は各先生方の講習会と料理会の開催に向けて努力していきたいと思っております。

〈職業紹介事業者団体名のみのご挨拶〉

#### 一般社団法人日本モデルエージェンシー協会

#### 芸能事業者団体連合会

#### 全国クリーニング技術者紹介事業協会

#### 西日本理美容師職業紹介事業協会

# 栄えある叙勲をお慶び申し上げます

11月3日、令和4年秋の叙勲受章者が発表されました。以下にお喜びの声をご披露します。

## 瑞宝単光章

有限会社上又調理士紹介所 齊藤 恒氏

令和4年秋の叙勲において「瑞宝単光章」を拝受いたしましたこと、身に余る光栄と深く感謝申し上げます。厚生労働省をはじめ、ご推薦いただきました公益社団法人全国国民営職業紹介事業協会、公益社団法人日本全職業調理士協会関係の皆様方には厚く御礼申し上げます。

調理技術の変遷が求められる現在、経営と技術の両輪は、共に研鑽を積むことにあると思います。一芸を磨き続け、今後ともこの栄誉に恥じない様努力したいと思います。



## 瑞宝単光章

株式会社ブライトサッポロ 代表取締役 山田 悦子氏

令和4年秋の叙勲にあたり、瑞宝単光章を拝受し、大変光栄なこと、感謝申し上げます。各方面から注がれる国民営職業紹介事業領域への眼差しを、確かなものと感じたことを申し添えます。ご推薦頂き、煩瑣な事務の労を惜しまれなかった全国サービスクリエイター協会様、公益社団法人全国国民営職業紹介事業協会様に、心から厚くお礼申し上げます。

音楽講座講師、次いでホテル・婚礼会場奏楽者として活動していた私の芸能家紹介事務所立上げは、1989(平成元)年でした。ホテル・大型店・リゾート施設が展開された時代、各社から、粗利大きいと見られる芸能と抱合せで配膳もというリクエストが相次ぎ、1990年(平成2年)配膳人紹介許可を頂き、ホテル・式場・店舗での演奏・司式・パフォーマンスに加え、配膳領域を勉強・展開してきました。多岐の力を持つ方々に配膳人業務に当って貰い、当人の飛躍に備え、生活をお支え出来たのも、市井からの社会貢献と自負しています。

コロナ禍は3年に及ぼうとしています。雇用主・求人者とりわけ求職者の受けた打撃は計り知れません。紹介事業者も回復の兆しは見えません。事務所に送付頂いた大きな勲記は「もう少し頑張りませんか…」と語りかけてくれている気はしますが…。

民紹協に結集する事業者各位のご発展と、事務局のお働きが祝されますよう祈り上げつつ。



# 厚生労働省と民営職業紹介事業者団体との 情報交換会の開催

令和4年12月7日、標記会合が文京区民センター会議室で開催されました。

厚生労働省の出席者は、次のとおりです。

厚生労働省職業安定局需給調整事業課課長補佐	十川 昌明氏
同 職業安定局雇用政策課民間人材サービス推進室課長補佐	小林 直人氏
同 職業安定局需給調整事業課職業紹介事業係長	早坂 圭一朗氏
同 職業安定局需給調整事業課職業紹介事業係	久田 聖也氏

また、各職業紹介事業者団体からは、民紹協の他、(公社)日本看護家政紹介事業協会、(一社)全国サービスクリエーター協会、(公社)全日本マネキン紹介事業協会、(公社)日本全職業調理士協会、(NPO法人)全国ホテル&レストラン人材協会、全国調理士紹介事業福祉協会の事務局長等が出席しました。

## 1 職業安定法の改正関係

### (1)「個人情報適正管理規程」(様式例第4号)の改正

個人情報の取扱いについては、これまでの個人情報適正管理規程の作成・遵守や漏えい防止、不正アクセス防止等の措置に加えて、今般の職業安定法の改正により、個人情報を収集・使用・保管する業務の目的を、より具体的に求職者に明示することになりました。

また、令和4年4月施行の個人情報保護法においては、安全管理措置の公表等の義務付け、利用停止・消去等の請求権の拡充が行われています。

職業安定法及び個人情報保護法双方において求職者への明示や説明ができる状態にしておくことが求められており、両法律を遵守しなければならない立場の職業紹介事業者としては、求職者に対してわかりやすく理解してもらうためには、実施すべき措置を網羅的かつ体系的に示していく必要があると考えています。

このため、業務運営要領に示されている様式例

第4号「個人情報適正管理規程」について、個人情報保護法で求められている事項も含めて個人情報の取扱い全体を網羅するものに改正していただきますよう、お願いします。

### (回答)

業務運営要領に示している様式例第4号につきましては、あくまでも様式「例」を掲載しているものであり、個々の職業紹介事業者において事業内容は異なっているものと考えられるため、この記載例を参考として、個々の事業者の事業内容に沿った形で「個人情報適正管理規程」を作成いただきますようお願いいたします。なお、当該規程の作成についてご相談があります場合は、管轄の労働局に適宜ご相談いただきますようお願いいたします。

### (2)職業紹介責任者講習における理解度確認試験問題の見直し

理解度確認試験の試験問題は、開始以来これまでほとんど見直しがなされていません。この間、職業安定法や個人情報保護法の改正が行われています。また、来年度は、理解度確認試験の受験経験者が更新時期を迎えるため、改正内容等を盛り込

んだ見直しを行い、知識の更新を促すことが望まれます。

#### (回答)

問題の見直しの必要性も踏まえて、当課で検討させていただきます。

### (3) 求人メディア等との共存共栄できる

#### 施策の推進

調理士紹介所は小規模経営が多く、高齢化も進んでいます。求人メディアや、求人サイトとの共存共栄が図れる施策の推進をお願いします。

#### (回答)

例えば、自身が運営するサービスとして特定募集情報等提供事業の届出を行っていただくことで、受け付けた求人者や求職者の情報を広く求人メディア等に掲載いただくことが可能ですので、適宜ご対応願います。

## 2 コロナ対策関係

### (1) 許可有効期間の更新申請に関する

#### 特例措置の延長について

許可有効期間の更新申請に関する特例措置は令和2年10月から適用されましたが、早い時期に特例措置を受けた事業者の中には、コロナ禍が長期化する中、収支の改善が難しいところもあります。このため、特例の要件である「更新日の2年後までに財産的基礎要件を満たすこと」をクリアできないことが危惧されます。

また、これから許可申請時期を迎えるところも、最近では業況が回復しつつあるとはいえないものの、依然として厳しい業況となっています(今年3~7月の紹介就職件数はコロナ前の令和元年に比べてマネキンで51%、配ぜん人で40%)。

特例措置の適用を受けられず、許可取消になれば、事業者の経営の問題にとどまらず、登録求職者の就職あっせんができなくなり、求職者の生活

が大きく脅かされます。

このため、特例措置の対象期間について許可有効期間更新申請書の提出期限を「令和5年3月末まで」としているところについて、さらに1年延長して、「令和6年3月末まで」に延長をお願いします。

同時に、令和3年2月~4年7月の間に特例を適用して許可の有効期間の更新を行った事業主については、「更新日の2年後までに財産的基礎要件を満たすこと」について1年延長して「更新日の3年後までに財産的基礎要件を満たすこと」に延長をお願いします。

なお、この特例措置によって救済されたという話は聞きますが、全国的に本特例措置の適用を受けた職業紹介事業所数及び取扱職種別の内訳をご教示いただけると有難く存じます。

#### (回答)

令和5年2月でコロナ発生から3年が経過しますが、この特例を設置した社会経済状況と現在の状況では大きく異なる状況となっています。

また、許可有効期間の更新にあたっては、直近の決算書類で確認することとなっており、引き続き特例を認めた場合、約3年前の資産状況を基に許可更新を判断することとなり、直近の資産状況で確認したものとは言い難いと考えております。

なお、特例措置を利用した職業紹介事業所の実績としましては、特例開始以降、令和4年9月末までの21か月間に許可有効期間満了を迎えた事業主は約8,700事業主であり、そのうち本特例措置を利用した事業主数は300程度であり、全体の3%程度となります。また、そのうちマネキンや配ぜん人等のいわゆる伝統的職種につきましては10事業主にも満たない状況となっています。

このようなことから、当該特例措置は、予定どおり令和5年3月末までの取扱となります。

### (2) 景気回復策の早急な実行

飲食業界においては回復基調にあり、調理師の



厚生労働省側

人手不足感は高まっています。しかし一度他産業に転出した人材(特に若者)は、容易には戻って来ません。待遇や将来性など若者が夢を持てる業界にすることが急務です。また高齢の求職者に対する求人が少ないのが実態であり、飲食店、ホテル・旅館等の経営者(事業主)の体力回復が先決事項です。

そのためには

- ①特別融資制度や、借換え特例等の金融支援政策
- ②全面的なGO to トラベルの復活
- ③インバウンド規制解除(個人旅行解禁、ビザ免除)による景気回復策を早急に実行していただきますようお願いいたします。

#### (回答)

当省に限らない政府全体のご要望となりますため、ご意見として承ります。

#### (3)雇用調整助成金の特例措置の延長

雇用調整助成金が11月まで延長されたことに深く感謝申し上げます。業績の回復が思わしくない場合には、12月以降も更なる延長をお願いします。

#### (回答)

令和4年12月から令和5年3月までの雇用調整助成金の特例措置については、通常制度とするともに、業況が厳しい事業主については一定の経過措置が設けられたところです。

令和5年4月以降の取扱いにつきましては、新型コ

ロウイルスの感染状況など踏まえながら当省の担当課において検討の上、改めて当省ホームページ等でお知らせさせていただきます。

### 3 外国人材の職業紹介関係

#### (1)「国外にわたる職業紹介」の運用

コロナ禍により、一旦は下火になっている「外国人材招致の人材ビジネス」取扱に係る問い合わせですが、水際対策の緩和もあり、早晩再燃すると思われます。二国間斡旋届出の手続き情報等について行政機関からの支援(相手国法令や取次機関情報)を、引き続きご検討をお願いします。

また、国外滞在中の日本人の帰国後就業支援の必要性もあり、海外留学中・在留中の日本人については、在留国の法律に抵触しない限り、E-mail、スカイプ等を利用して、帰国後の就職相談、求職登録を、日本国内を取扱地域とする職業紹介事業者であっても取り扱うことを可能とするよう、ご検討をお願いします。

#### (回答)

国外にわたる職業紹介に関する相手先国の法令や取次機関の確認資料につきましては、許可基準として規定されておりますとおり、相手先国などを定めるための取扱職種の範囲等の届出に係る添付



職業紹介団体側

資料となりますため、許可申請時などに職業紹介事業者にて遵守いただきたい内容となります。資料の準備についてご相談があります場合は、管轄の労働局にご相談いただくようお願いいたします。

また、既に職業紹介事業の許可事業者の場合は、取扱職種・範囲等に係る届出にて取扱地域の変更届出を行い、相手先国の活動を認められた取次機関と適切にやりとりいただければ、海外留学中等の日本人についても、職業紹介のあっせんは可能となります。

## (2) 特定技能2号拡大の検討状況と実施への見直し等

外国人労働者の受入拡大への期待が高まるなかで、特定技能2号について、現在の建設と造船・船用工業の2業種だけでなく、人材確保が困難な農業や宿泊業、飲食料品製造業などにも拡大することが検討されているようですが、その見通しや実現への課題等について伺います。

また、「特定技能制度」の見直し規定に基づき見直しがなされる際は、申請手続きの簡素化等を是非お願いします。

### (回答)

特定技能制度における申請手続きは、主に出入国在留管理庁において定めておりますので、ご要望として承ります。

## (3) 特定活動46号の要件見直し

「特定活動46号」に関しては、留学生の就職範囲の拡大をねらいとしていましたが、実際あまり使われていません。特に語学レベルの要件(N1相当)が高すぎるきらいがあり、語学レベルの要件を下げる等の見直しをお願いします。

### (回答)

在留資格の特定活動については、主に出入国在留管理庁において定めておりますので、ご要望として承ります。

## 4

## 事業報告と人材サービス総合サイトとの一体的運用

求職者、求人者等による適切な職業紹介事業者の選択に資するよう、データベースとして「人材サービス総合サイト」において取扱職種、取扱地域、手数料に関する事項、返戻金制度、職業紹介状況、離職状況等が提供されることになってはいますが、職業紹介事業者にとって入力の手間・コストが必ずしも高くなく、十分に整備が進んでいない状況です。民紹協では厚生労働省の委託事業として職業紹介事業者への入力奨励を請負って入力促進に努めておりますが、事業者の義務とはいえ事業報告と同類のデータを再度「人材サービス総合サイト」に入力させられることへの抵抗は強いものがあります。

事業者には入力できない情報(返戻金、離職状況、アピール欄)はこれまで通り事業者に入力をお願いするとして、毎年度の事業報告から転用できる情報については、同サイトの整備促進と事業者の負担軽減の意味で、事業報告から自動的に入力完了するよう、システムの整備をお願いします。

なお、事業報告はe-GovによってWEB上から提出が可能なのですが、電子化が進んでいるか、その利用状況をお教えいただくと有難く存じます。

### (回答)

事業報告につきましては、当省の委託業者において、提出された事業報告を確認し、記載誤りなどを訂正していくことで、情報の正確性を高めておりますが、事業報告の内容がそのまま「人材サービス総合サイト」に反映されてしまいますと、サイトの正確性が保証されず、サイト利用者に誤解を与える懸念が出てまいりますので、引き続き、両制度の対応にご理解いただきますようお願いいたします。

また、事業報告における電子申請の利用状況を労働局に聴取したところ、活用している事業所はほとんどいない旨伺っております。

## 5 在宅ワークの要件緩和

現行の業務運営要領において、自ら求人・求職を受理せず、求人・求職の申込みを勧誘する業務、職業紹介事業者に求人・求職を全件送付する業務のみを行うことは職業紹介に該当しないと、また、職業紹介責任者が当該場所に居る、もしくは速やかに駆けつけることができ、かつプライバシーが確保できる等の許可基準を満たせば、職業紹介の全部又は一部を事業所外で行うことが認められています。

こうした中、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、緊急避難的に職業紹介の一部を在宅で行うことが現在認められていますが、オンライン面接

等を導入する求人企業や、紹介事業所に来訪せず求職相談や求職登録を希望する求職者の動きは、コロナ収束後も続くものと思われます。職業紹介の従事者もまたデジタルツールの利用による生産性や育児や介護等と両立しながらなどの多様な働き方が求められており、テレワーク推進支援する行政方針にも照らして、常態としてリモートワークで在宅において職業紹介の一部を行うことができるようお願いします。例えば、その場に職業紹介責任者が居なくても、直ちに連絡が取れて業務遂行についての助言指導を受けることができる等への要件の緩和の検討をお願いします。

### (回答)

職業紹介事業の適正な運営を図る観点から、一定の場所で恒常的に職業紹介事業を行う場合を除き、職業紹介責任者が事業所外から速やかに到着できる体制が構築されていることなどの要件を満たせば、事業所外で職業紹介を行うことを認めているところです。

更なる要件の緩和の検討につきましては、プライバシーの確保や個人情報の保護の観点から、慎重に検討して参りたいと思います。

## 6 インターネットを利用した職業紹介事業を行う際の許可申請手続き

職業紹介事業への新規参入を希望するものが多いなかで、インターネットを利用した職業紹介事業を行う際の許可申請時における添付資料等を業務運営要領に記載していただきますよう、お願いします。(当該事業を推奨しようとするためではなく、質問に対応するために必要。)

### (回答)

一概に業務運営要領に定めることは難しいですが、事業所として、プライバシーを保護しつつ、求人者及び求職者と対面を伴わない職業紹介ができることを確認できる書類を提出いただければ、イ

インターネットを利用した職業紹介を行うことは差し支えありません。

## 7 貸部屋を利用する場合の手続き

許可された事業所に代わって貸部屋を利用する場合の手続きについて、職業紹介所から度々質問が寄せられています。統一的な手続き内容について業務運営要領に記載していただきますよう、お願いします。

### (回答)

一概に業務運営要領に定めることは難しいですが、事業所として、プライバシーを保護しつつ、他の求人者及び求職者と同室にならずに対面の職業紹介ができる措置を確認できる書類を提出いただければ、差し支えありません。

また、個別案件にもよりますため、ご相談があります場合は、管轄の労働局に適宜ご相談いただきますようお願いいたします。

## 8 求人不受理に係る自己申告書の普及

職業紹介事業者から求人者に自己申請書の提出を求めたところ、求人者に「何のこと？」と言われ

たということが多々あります。求人者に対して、同制度のさらなる周知をお願いします。

### (回答)

求人不受理に係る自己申告については、求人者が更に認識してもらえよう周知について検討して参ります。

また、職業紹介事業者の方々におかれましても、引き続き求人者に対して「求人不受理に係る自己申告書」の周知をお願いします。

## 9

## 団体が行う研修等に対する補助金制度の拡充と研修期間中の休業補償

職業生活を改善していくためには、キャリアアップが欠かせません。キャリアアップ支援を業界団体としても積極的に取り組んでいく考えですが、業界団体が行う研修等に対する補助金制度の整備をお願いします。また、研修会等の受講者は仕事を休まないと出席ができません。有休休暇とは別に休業補償の充実をお願いします。

### (回答)

業界団体に係る支援等の内容につきましては、当課では具体的な回答はできませんので、ご要望として承ります。なお、労働者個人のキャリアアップにつきましては、職業訓練制度がありますので、適宜ご活用を検討ください。

### 民紹協以外で参加いただいた職業紹介事業者団体の方々(敬称略)

日本看護家政紹介事業協会	事務局長	清川 啓三
全国サービスクリエイター協会	会長	佐藤 昭彦
全日本マネキン紹介事業協会	事務局長	酒井 晶子
日本全職業調理士協会	事務局長	黒岩 敏行
全国ホテル&レストラン人材協会	副会長	淵上 順也
全国調理士紹介事業福祉協会	事務局長	金子 将之

## 第26回 職業紹介士資格認定試験合格発表

# 資格認定者が決定しました！

第26回職業紹介士資格認定試験については、通信教育及び集合教育の試験結果を受け、9月21日(水)、当協会において職業紹介士資格認定会議を開催し、合否の判定を行った結果、23名の方が新たに職業紹介士の資格を取得されました。

資格を取得された方は次のとおりです。

氏名	事業所名	都道府県
乾 康平	Simple 株式会社	東京都
岩下 裕子	コンバージェンス株式会社	東京都
岩本 梢	協同組合広域情報センター	兵庫県
王 小娟	協同組合広域情報センター	兵庫県
大嶋 琢人	Simple 株式会社	東京都
大戸 綾加		広島県
亀井 美緒	Simple 株式会社	東京都
黒滝 久志	合同会社アルファサポート	青森県
児玉 宗広	人材サービス縁	京都府
寒河江 良子	株式会社医師のとも	東京都
四方 美由紀	株式会社A.D.C	熊本県
白神 良二	株式会社コスモスタッフ	愛知県
鈴井 由佳子	株式会社アクティブコーポレーション	愛知県
高階 郁大	Simple 株式会社	東京都
高田 光子	有限会社若葉マネキン紹介所	神奈川県
竹中 葵		東京都
徳沢 浩	株式会社メディカルブレン(かなざわ家政婦紹介所)	石川県
那須野 正	株式会社アイソリューション	東京都
錦 早苗	株式会社アスナロ・サポート	福岡県
仁科 直樹	有限会社西日本キャリアコール	岡山県
堀田 明敬	ライオンコーディアルサポート株式会社	東京都
山口 秀子	しごと商店	富山県
和田 真由子	Simple 株式会社	東京都

(敬称略・50音順)

# 2月1日から職業紹介士資格認定試験(第27回)の受験者募集が始まります。

職業紹介士は、民紹協が認定する資格制度で、職業紹介事業に従事する方が専門家にふさわしい知識とスキルを体系的に効率よく習得できる学習プログラムです。5月からスタートするプログラムの受験者募集が2月1日から始まります(締め切り3月31日)。皆様の応募をお待ちしています。



## 【概要】

### ■受験資格

- ・原則として職業紹介責任者としての経験が1年以上あること、又は職業紹介従事者としての職業経験が通算して3年以上あること。
- ・職業安定法第32条に規定する欠格事由に該当する者でないこと。

### ■研修の方法

- ・受験者には全員、民紹協が実施する研修を受講していただきます。この研修は通信教育と集合教育からなります。
- ・通信教育では、テキストをもとに在宅学習を行い、試験問題に解答していただきます。
- ・集合教育では、講義、事例研究及び演習による研修を受けていただき、認定試験を行います。

### ■講師陣

- ・弁護士、行政機関OB、民間職業紹介所OB等職業紹介事業の専門家

### ■資格の認定等

- ・職業紹介士としての資格の認定を受けた方には、認定証書及び職業紹介士の称号が授与されます。
- ・資格の有効期間は5年間とし、更新することができます。

### ■国の人材開発支援助成金の活用

- ・労働者のキャリア形成を効果的に促進するため、雇用する労働者に対して職業訓練などを計画に沿って実施した場合に、事業主に対して、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度です。詳しくは以下をご覧ください。

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html)

## 【カリキュラム】

### ■通信教育

次の6科目について、テキストによる在宅学習の上、科目毎の基本的事項に関する出題に対して答案を提出していただきます。通信教育の期間は3ヶ月です。

- ◇労働保護法制 ◇職業紹介と人権 ◇職業紹介事業制度
- ◇個人情報保護 ◇職業指導と職業相談 ◇職業紹介におけるメンタルヘルス

### ■集合教育

- ・下記科目毎に講義が行われ、講義終了毎に認定試験及び実技演習が行われます。

#### 講義8科目

- [第1日目] ◇職業紹介事業の意義・役割と労働市場への理解 ◇労働保護法制 ◇職業指導と職業相談
- [第2日目] ◇職業紹介と人権 ◇個人情報保護 ◇職業紹介事業制度 ◇職業紹介におけるメンタルヘルス
- [第3日目] ◇求人者サービスと求人・求職者開拓

#### 実技2科目

- [第1日目] ◇事例研究
  - ・職業紹介の場面において起こり得る各種事例に関して、グループ討議を行い相互研鑽を目指します。
- [第3日目] ◇ロールプレイング
  - ・受講者が交互に求職者、求人者となって相談場面の体験をします。観察者は相談実施状況についてのコメントを加えて相互研鑽を行います。

## 【募集スケジュール】

### ■第27回資格認定試験

- ・募集開始 令和5年2月1日(水)
- ・募集締切 令和5年3月31日(金)
- ・通信教育 令和5年5月1日(月)～7月31日(月)
- ・集合教育 令和5年9月8日(金)～10日(日)
- ・資格認定通知 令和5年10月(予定)

※詳細は民紹協事務局までお問い合わせください。

TEL:03-3818-7011 E-mail:info@minshokyo.or.jp

### ■受験費用

- ・会 員 62,000円 ・非会員 81,000円
- (受験費用は、主催者側の責により受講・受験できない場合を除き、返金できません。)

### ■集合教育実施場所

東京

## 新潟市中央区

信濃川にかかる街のシンボル萬代橋と朱鷺メッセ



## “はたらく”をいっしょに

ジェイサービス株式会社キャリアバスケット事業部 清野 壘

「キラキラ働く人を応援したい」という思いから、キャリアバスケット事業部を立ち上げました。大手人材会社での経験を含め、二十数年間、人材業界に携わり、非常にたくさんの求職者の方々と人材を求めている企業のお手伝いをして参りました。

“はたらく”価値観は、十人十色で個人個人により違い、様々なものがあります。また人材を求められている企業も多様な理念を持ち、採用基準も異なります。その一人一人の価値観、一社一社の価値観を大切にし、雇用創出の事業を通じて社会貢献していきたいと強く思っております。

労働人口が減り続け、超人材難時代と言われる現代において、巷では「企業が強く、求職者が弱い」という労働市場の力関係は完全に逆転し、今や企業は「選ばれる側の立場」になったと言われて久しいです。

「採用はマーケティング」という言葉の通り、企業はありとあらゆる方法で求職者へのアプローチを図っています。採用は、ほぼ全ての企業の重要課題であると思います。

「どれだけ採用コストをかけても、自社にマッチする人材がこない」「採用した人材が育たず、すぐに離職する」「採用した人材がトラブルメーカーだった」など、企業の人事担当の方からよく相談を受けます。一方、求職者からは「同じような求人が沢山あり、何がやりたいかわからない」「就業してみたが、その企業で活躍するイメージが持てない」「事前に聞いていた内容や雰囲気が違い、人間関係含め環境が悪い」など相対する相談を受けます。

『労働市場の変化に伴い、今後更に加速していくことが予測される人材の流動化に、HRテックと共存しながら、職業紹介従事者として、どのように介在できるのかを再定義したい』『人材難と言われる時代においても、ライフイベント等の変化やキャリア形成の途中で就職活動が上手くいかない方々へのアシスト能力を高めたい』と考え、職業紹介士の資格を取得いたしました。資格取得後の今もまだまだ日々勉強中です。

### ジェイサービス株式会社キャリアバスケット事業部

住所:新潟市中央区美咲町1-7-55

事業責任者 清野壘

創設 2017年4月

従業員数 17名(2022年12月現在)

医療事務や介護、オフィスワークを得意とした総合人材会社

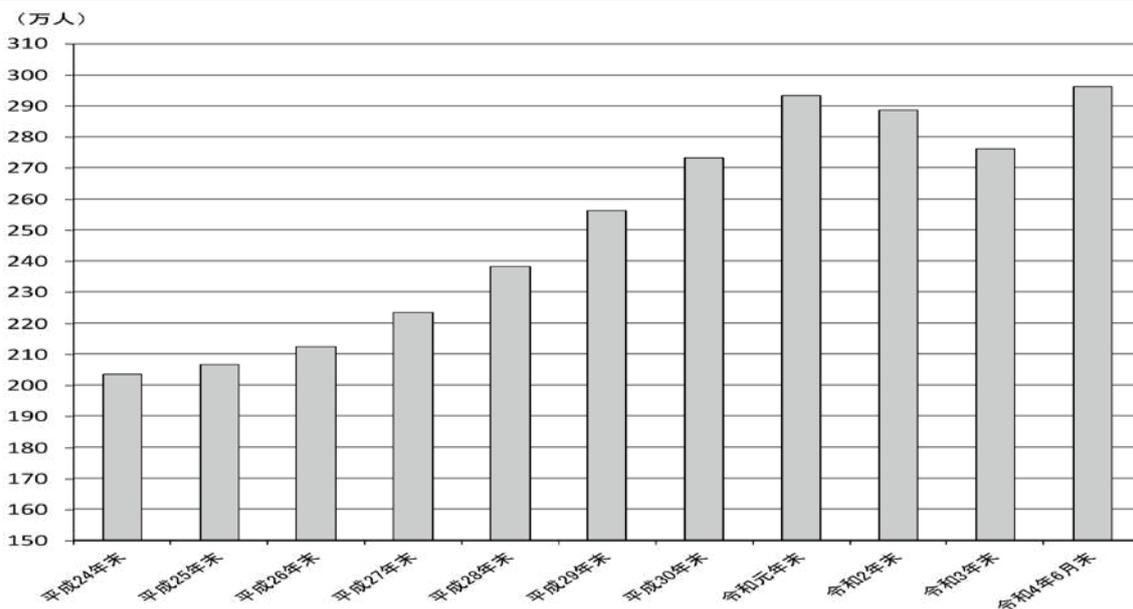


事業所前の筆者

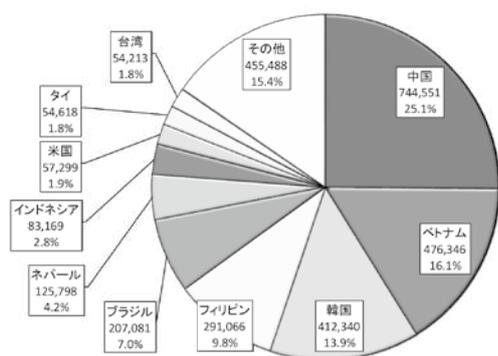
# 在留外国人数の推移

在留外国人数はコロナ禍により減少していましたが、令和4年6月末の在留外国人は、2,961,969人で前年比201,334人(+7.3%)と増加に転じ、過去最大となりました。  
(資料出所:出入国在留管理庁)

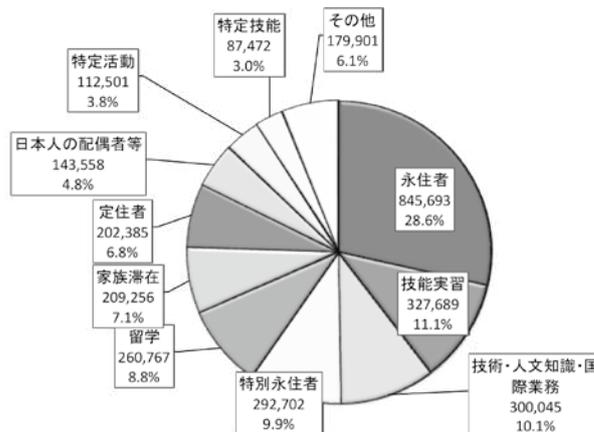
## 在留外国人数の推移



## 国籍・地域別在留外国人の構成比



## 在留資格別在留外国人の構成比



## 国籍・地域別 在留外国人数の推移 (上位7位まで)

国籍・地域	平成29年末 (2017)	平成30年末 (2018)	令和元年末 (2019)	令和2年末 (2020)	令和3年末 (2021)	令和4年6月末 (2022)	構成比 (%)	対前年 末 増減率 (%)
<b>総数</b>	<b>2,561,848</b>	<b>2,731,093</b>	<b>2,933,137</b>	<b>2,887,116</b>	<b>2,760,635</b>	<b>2,961,969</b>	<b>100.0</b>	<b>7.3</b>
中国	730,890	764,720	813,675	778,112	716,606	744,551	25.1	3.9
ベトナム	262,405	330,835	411,968	448,053	432,934	476,346	16.1	10.0
韓国	450,663	449,634	446,364	426,908	409,855	412,340	13.9	0.6
フィリピン	260,553	271,289	282,798	279,660	276,615	291,066	9.8	5.2
ブラジル	191,362	201,865	211,677	208,538	204,879	207,081	7.0	1.1
ネパール	80,038	88,951	96,824	95,982	97,109	125,798	4.2	29.5
インドネシア	49,982	56,346	66,860	66,832	59,820	83,169	2.8	39.0

# 職業紹介事業者ブロック交流会

オンライン  
開催

今年は「外国人材の職業紹介」をテーマに情報交換の場を設けます。

求職者の確保が共通の課題となっている中で、「外国人材の職業紹介」が注目されています。そこで、今年度の「職業紹介事業者ブロック交流会」は、「外国人材の職業紹介」をテーマに情報交換の場を設けます。既に取り組んでおられる方だけでなく、検討中の方や関心がある方も対象としますので、奮ってご参加ください。

## 【日 程】

東日本ブロック:令和5年2月14日(火) 14:00~16:45(東京労働局 講演)

西日本ブロック:令和5年2月22日(水) 14:00~16:45(大阪労働局 講演)

※WEB会議システム『Zoom』を使用します(参加には通信環境が必要です)。

※所在地にかかわらず、どちらの日に参加いただいても結構です。

## 【プログラム】

◆「最近の指導監督状況と改正職業安定法の対応(仮題)」(講演) ~1時間

講師:東京労働局及び大阪労働局の需給調整事業担当官(予定)

◆「情報交換会」 ~1時間20分

「外国人材の職業紹介」について、現状と今後の展望、これから事業を立ち上げる際の留意点などについて、この分野の先駆者であるアレクシア(株)代表取締役紺谷洋樹氏に講義及び質問への回答等をお願いし、情報交換していただきます。

【参加費】 無料

## 【お申込み】

民紹協ホームページ内「お問い合わせフォーム」に必要事項を入力し、送信してください。

なお、「内容」欄には参加を希望されるブロック名をご記載ください。

# 改正個人情報保護法セミナー

オンライン  
開催

あなたの事業所の個人情報の取扱いは大丈夫ですか？

令和4年4月1日に改正個人情報保護法が施行されました。厚生労働省は「個人情報に関する教育・訓練」として、従事者への年1回の教育・指導の実施を推奨しています。当セミナーでは、馴染みの薄い個人情報保護法の枠組みと遵守事項、さらに職業紹介事業者として必要な対策について解説します。

【日 程】 令和5年2月16日(木) 14:00~17:00 (参加には通信環境が必要です)

## 【プログラム】

◆「改正個人情報保護法の概要」

保有個人データの開示及び利用停止・消去、第三者提供記録の開示、個人データの不適正利用の禁止、安全管理措置、漏えい等の報告及び本人への通知、他

◆「職業紹介事業者としての対策」

公表事項の整理、個人データの開示・利用停止対応への準備、個人情報適正管理規程の改訂

【講 師】 塩田 英治氏(行政書士/海事代理士 しおた事務所代表)

【定 員】 80名 【受講料】 民紹協会員4,000円 非会員6,000円

## 【お申込み】

民紹協ホームページ内「お問い合わせフォーム」に必要事項を入力し、送信してください。

なお、「内容」欄には「個人情報保護セミナー受講希望」とご記載ください。

# よくわかる職業紹介事業のQ&A

当協会の相談専用窓口にて、最近寄せられた相談事項をQ&Aの形態で紹介致します。

## Q<sub>1</sub>

「業務の運営に関する規程」の様式例が改正されたが、当紹介所の規程も改正する必要があるか

当紹介所は約10年前に事業許可を取得しましたが、当時の厚生労働省様式例第1号の「業務の運営に関する規程」に沿って規程を作成し、許可申請書に添付するとともに、事業所内に掲示してきました。こうした中、令和4年10月に同様式例第1号が改正され、求人等に関する情報の的確な表示についての事項が追加されたと聞きました。これまでトラブルもなく事業を運営してきましたが、当社の規程も改正した上で掲示しなければならないのでしょうか。

## A<sub>1</sub>

「業務の運営に関する規程」の作成や掲示に関する法令上の根拠は、職業安定法施行規則第24条の5第4項「有料職業紹介事業者は、その事業所内の一般の閲覧に便利な場所に、(略)業務の運営に関する規程を掲示しなければならない。」という規定にあります。同規程にどのような事項を盛り込んだらよいのかについては、厚生労働省職業安定局の「職業紹介事業の業務運営要領」において、様式例第1号として具体的な規程の様式例が示されています。紹介所は、この様式例に沿って「業務運営に関する規程」を作成して事業所内に掲示すれば、義務を果たしたことになります。

ご指摘のように、令和4年10月にこの様式例第1号が改正され、求人等に関する情報の的確な表示についての事項が追加されました。この様式例の改正は、令和4年10月に施行された改正職業安定法に対応したものであり、紹介所も様式例を参考に従来の規程を見直し、改正後の規程を掲示する必要があります。

なお、貴紹介所は、約10年間、「業務の運営に関する規程」を改正されていないとのことですが、この間、様式例第1号は、平成30年1月には「労働条件の明示について、書面の明示を受けるべき者が希望すれば、ファクシミリ又は電子メールによる送信でも可とすること」が追加され、また令和2年3月には「労働関係法令違反に係る求人不受理」の事項を追加する改正がなされています。本来であれば、様式例第1号が改正される都度、貴紹介所の「業務の運営に関する規程」も改正すべきでした。今回の改正の際には、過去に改正すべきだった事項も含めて最新の様式例に沿った内容になるよう見直しをしてください。

## Q<sub>2</sub>

紹介手数料3か月分を一括して支払うが、求職者の賃金も3か月分を一括して支払ってよいか

マネキン紹介所ですが、この度、求人の申込みがありました。その際、「雇い入れるマネキンは3か月の間に短期の雇用を繰り返す断続的な勤務なので、紹介所には雇用期間ごとに紹介手数料を支払うのではなく、3か月分の紹介手数料を一括して支払いたい。同様に、マネキンの方に支払う賃金についても、3か月分の賃金を一括して支払いたい。」との申し出がありました。こういう方法でも問題はないのでしょうか。

## A<sub>2</sub>

まず3か月分の紹介手数料を一括して支払うことについては、法令に特段の定めはなく、貴紹介所と求人者が話し合っ

て合意すれば問題ありません。したがって、貴紹介所は、「厚生労働省令で定める手数料」または「届出

制手数料」の範囲内で、求人者と合意した方法で(3か月分の紹介手数料を一括して)受領することができます。

一方、マネキンに支払う賃金について、求人者は3か月分の賃金を一括してマネキンに支払うことはできません。労働基準法第24条第2項において、「賃金は、毎月1回以上、一定の期日を定めて支払わなくてはならない。」と定められており、ここにいう「毎月」とは、暦に従うものと解され、毎月1日から月末までの間に少なくとも1回は賃金を支払わなければならないとされています。もっとも、同項は賃金の締切期間及び支払期限について明文で定めてはいないため、賃金締切期間の起算日が毎月1日である必要はないほか、賃金を当月払いとする必要もありません。一般的に、マネキンを雇用する求人者においては、賃金について月末締め翌月末払いを採用しているところが多いようです。このように、「毎月1回以上」というのは、あくまでも賃金を支払うペースのことで、入社月に賃金の支払いがなくても違法ではないとされていますが、3か月分をまとめて支払うのは違法になります。

貴紹介所は、上記のことを求人者に説明し、毎月1回以上、一定の期日を定めて賃金を支払っていただくよう求めてください。

### Q3

#### 採用内定を得た求職者から、履歴書等の返還や個人情報の消去を求められた

当紹介所の紹介により内定を得た求職者から、「紹介所に提出した自分の履歴書や職務経歴書を返して欲しい。また、紹介所のパソコンに自分の個人情報が保存してあれば、それも消去して欲しい。」と言ってきました。当紹介所としては、基本的にこの要請に応じるつもりですが、パソコン内の個人情報をすべて消去して問題はないのでしょうか。

### A3

紹介所が保有する求職者の個人情報の消去に関し、個人情報保護法第35条第5項は、「本人は、個人情報取扱事業者(紹介事業者)に対し、当該本人が識別される保有個人情報を利用する必要がなくなった等の場合には、当該保有個人データの利用停止等を請求できる。」と定めております。また、同条第6項は、「請求を受けた個人情報取扱事業者は、当該保有個人情報の利用停止等(消去を含む。)を行わなければならない。ただし、利用停止等が困難な場合は、この限りではない。」と定めています。

他方、職業安定法においては、同法指針第5の2(1)において、「職業紹介事業者は、収集目的に照らして保管する必要がなくなった個人情報を破棄又は削除するための措置を講じなければならない。」とされています。

以上のことから、紹介所が保有する必要がなくなった個人情報は、原則として削除または消去する必要があります。

ただし、法定帳簿である求人求職管理簿及び手数料管理簿(職業安定法32条の15、同法施行規則第24条の7)については、保存期間が「職業紹介事業の業務運営要領」第7(4)において、「求人求職管理簿は求人又は求職の有効期間終了後2年間、手数料管理簿は手数料受領完了後2年間それぞれ保存しなければならない」とされています。

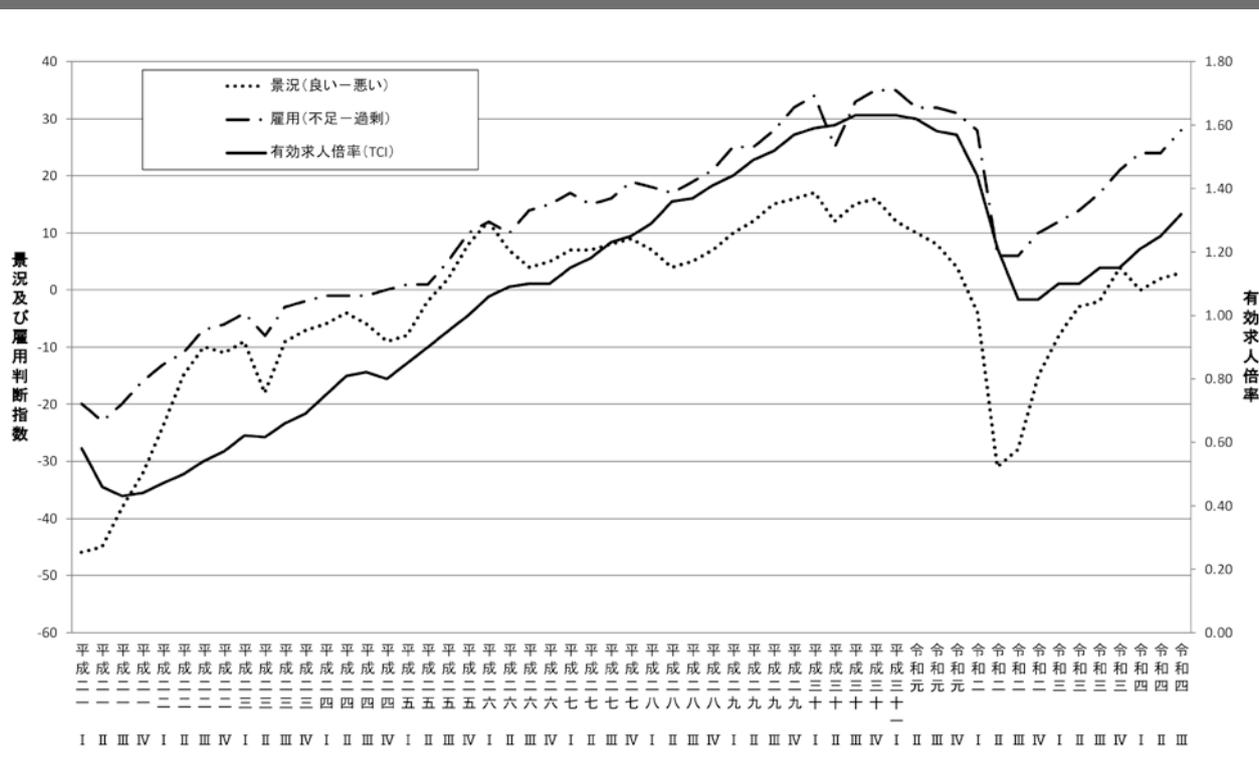
したがって、求職者の個人情報が含まれた求人求職管理簿については、求職者からその削除を求められた場合であっても、有効期間終了後2年間は保存しなければなりません。このことは、個人情報保護法第35条第6項の規定の例外事由である「利用停止等が困難な場合」に該当するとされています。

貴紹介所は、申出のあった求職者に対して履歴書や職務経歴書を返却するとともに、個人情報の消去については上記のことを説明し、理解を得てください。

# 雇用失業動向

厚生労働省の「一般職業紹介状況」によりますと、令和4年9月、10月、11月の有効求人倍率(季節調整値)は1.34倍、1.35倍、1.35倍と前期より少し上向きでした。また、総務省の「労働力調査」によりますと、同時期の完全失業率は2.6%、2.6%、2.5%とほぼ変わらずでした。12月の日銀短観による業況判断では、9月の前期より3ポイント上がりましたが、先行きは5ポイント低下しています。また、雇用判断は3ポイント下がり、先行きは更に2ポイント下がり、求職者不足の状況は益々厳しくなる見通しです。いずれも新型コロナウイルスの感染状況と物価の動向およびウクライナ情勢等により変化しそうです。

状況、雇用過不足状況及び有効求人倍率の推移(四半世紀ベース)



## 新規許可事業所

	令和4年7月	令和4年8月	令和4年9月	令和4年10月	令和4年11月	令和4年12月
有料職業紹介事業所	170	174	200	197	200	<b>201</b>
無料職業紹介事業所	3	2	8	3	6	<b>9</b>

## 雇用・失業情勢関連指数

		令和4年6月	令和4年7月	令和4年8月	令和4年9月	令和4年10月	令和4年11月
雇用者数※	実数(万人)	6048	6052	6044	6070	6081	6053
完全失業者数※	実数(万人)	186	176	177	187	178	165
完全失業率※	(季節調整値、%)	2.6	2.6	2.5	2.6	2.6	2.5
有効	求人数(万人、カッコ内は対前年同月増減率、%)	244 (15.1)	244 (14.8)	247 (14.7)	250 (13.6)	255 (11.7)	257 (10.0)
	求職者数(万人、カッコ内は対前年同月増減率、%)	204 (2.3)	194 (1.2)	191 (▲0.3)	190 (▲1.7)	189 (▲3.3)	184 (▲5.1)
	求人倍率(季節調整値、倍)	1.27	1.29	1.32	1.34	1.35	1.35

(出典)厚生労働省「一般職業紹介状況」、総務省「労働力調査」

# 新規入会事業所紹介

令和4年9月～令和4年12月(12月20日入会まで)

	事業所名	住 所	ごあいさつ
関東地区	ユニークキャリア株式会社 	東京都豊島区南大塚 3-30-12-302 アキユレジデンス 03-6823-4090	未来を創るメディア企業。キャリア、HR関連に特化した情報発信やPR制作を行います。WEBの力で人材業界を盛り上げたいと考えており、SEOに強い記事制作のご依頼もお待ちしております。また、これからは、紹介事業として全職種の紹介をまいります。HP: <a href="https://1dau.co.jp/">https://1dau.co.jp/</a> 「ユニークキャリア」と検索できます。
	株式会社H&Cbase 	東京都新宿区高田馬場 3-2-14 天翔高田馬場ビル318 03-5937-4005	当社は2022年6月に創業し、9月より許認可を頂き事業をスタートしました。まだまだベンチャー企業ではありますが、求職者の理想とする働き方を実現し、保育業界の人材不足の課題を解決できるよう尽力して参ります。保育研修を無料で提供します。
	インドネシアの マンパワーソリューション 株式会社 	東京都港区芝浦 3-17-11 天翔田町ビル304 03-6823-4987	弊社は、令和4年11月に許可をとりました。弊社では現在、1021人のインドネシアのエンジニアの候補人材を抱えており、国籍はインドネシアに限らず、ベトナム、シンガポール、インド、オーストラリアの多国籍に渡り、ソフトウェアエンジニア、データエンジニア、セキュリティエンジニア、データサイエンティスト、ネットワークエンジニア、フロントエンドエンジニア、UI/UXエンジニア、プロダクトマネージャー、プロジェクトマネージャー、モバイルエンジニア、IOSエンジニア、アンドロイドエンジニア、プログラミング等のITスキルを持った人材です。エンジニア等の外国人を紹介して、日本の人材不足の解決にお役に立ちたいと思います。
	株式会社 グローバルキャリアサービス 	千葉県千葉市美浜区 中瀬1-3 幕張テクノガーデン CB棟3階 043-296-8232	当社は令和4年9月に許可を取得しました。千葉市美浜区に拠点を置き、製造業・外食業・宿泊業などを営む企業に対して外国人労働者のご紹介を行っています。インドネシアの人材紹介会社と提携し、特定技能人材のご紹介を中心として、行政書士による就労ビザのご相談や申請取次サービスのご案内にも対応しております。
中部地区	採用サポート フタバ	愛知県名古屋市中川区 法華西町4-14-3 052-746-7550	弊社は2022年10月に有料職業紹介の許可を受け、事業を開始しました。全職種をご紹介し少しでも皆様のお役に立てるように、日々精進してまいりますので、何卒よろしくお願いいたします。
九州地区	人材サービス フランカー	福岡県飯塚市川津 398-1 カンデオ川津101 0948-52-3881	当社は2022年9月に許可を受け福岡県を中心に人材紹介を行っております。取り扱い職種は全職種ですが、特に介護・医療・福祉など人材が不足している分野を中心に依頼を頂いています。またお仕事を探されている求職者の方1人1人に合わせた企業開拓・紹介を行っており、希望の職種や条件など個別のフォローを得意としています。就職者の方々、採用された企業様、双方より信頼頂ける人材紹介を目指しております。

## 【事業所名のみのご紹介】

事業所名	住 所	電話番号
株式会社ナショナルランド	東京都港区海岸1-16-1 ニューピア竹芝サウスタワー3F	03-3431-3001
SMBCスタッフサービス株式会社	東京都千代田区神田小川町1-1 神田室町ビル6F	03-5281-3211
有限会社ギャザー・ミステック	東京都江東区北砂6-1-30 星来荘	03-5683-6075
諾コンサルティング事務所	千葉県千葉市若葉区御成台3-26-6	043-236-3075
J&Mオフィス外国人ビザサービス	山梨県南都留郡忍野村忍草148	0555-84-1660
株式会社SunCareLink	愛知県一宮市北方町曾根字村裏西15	0586-86-8547
株式会社リロエクセル	大阪府大阪市中央区今橋3-1-7 日本生命今橋ビル	06-6260-1013
株式会社グローバルJP	兵庫県神戸市中央区北長狭通5-4-7-1007 ニューブ神戸	078-381-8070

## 直近(1~3月)の職業紹介事業実践セミナーのお知らせ

1~3月の職業紹介事業実践セミナーは、次の日程・会場で実施します。ご参加をお待ちしています。

〈基本編〉 全てオンライン実施です。受講料:会員4,000円、非会員6,000円

セミナー名	開催日	講師	内容
紹介担当者のための求人票セミナー	23年1月26日(木) 14:00-17:00	民紹協職業紹介事業アドバイザー 市川雅彦	法律とマッチングの観点から求人票作成のアドバイスのポイントを演習しながら学びます。
求職者との面談スキルアップセミナー	23年2月6日(月) 14:00-17:00	民紹協職業紹介事業アドバイザー 齊藤昇司	求職者との面談のスキルアップに特化したセミナーです。合計3回のロールプレイを実施。

〈応用編〉 原則オンライン実施です。「よくわかるホワイトカラー」のみ中野サンプラザ実施)

セミナー名	開催日	講師	内容
よくわかるホワイトカラーの職業紹介実務	23年2月10日(金) 13:00-17:00	民紹協職業紹介事業アドバイザー 津田 滋	ホワイトカラーの職業紹介実務事例を豊富に紹介。労働局の定期指導対応にも役立ちます。
外国人材の職業紹介セミナー	23年2月17日(金) 13:00-17:00	民紹協アドバイザー・行政書士・ 人材コンサルタント	外国人材紹介に関する全体像、法令・外国人材紹介事業の立上げ方・進め方を説明します。
求職者確保に役立つ就職支援スキルアップセミナー	23年3月6日(月) 9:30-17:00	民紹協職業紹介事業アドバイザー 齊藤昇司	求職者支援の全貌を理解でき、自信を持って就職支援ができるようになります。

\*受講料:半日セミナー:会員6,000円、非会員8,000円 1日セミナー:会員8,000円、非会員10,000円

半日オンラインセミナー: 会員5,000円、非会員7,000円

## 会員継続のお願いについて

会員の皆様には、民紹協の運営等にご理解いただき、厚く御礼申し上げます。

会員資格は自動継続となっております。来年度も会員の継続をどうぞよろしくお願いいたします。諸般の事情で退会される場合は、3月中旬までに退会届のご提出をお願いいたします。なお、令和5年度の会費請求書は、新年度になりましたら送付させていただきますので、お振込みをよろしくお願いいたします。

### 編集 後記

明けましておめでとうございます。

昨年の11月20日から12月18日にかけて、カタールで開催されたサッカーのワールドカップは大いに盛り上がりました。初のベスト8をめざした日本代表は、クロアチア戦でPK戦のうえ惜しくも敗退しましたが、格上で優勝候補と目されていたドイツとスペインを逆転で破り、世界的にも賞賛されました。こうした最中の12月14日、公益社団法人日本経済研究センターが公表した「アジア経済中期予測」によると、個人の豊かさを示す日本の1人当たりの名目国内総生産(GDP)が、2022年に台湾、23年に韓国をそれぞれ下回ると試算されています。デジタル化で後れを取り労働生産性が伸び悩むことに加え、円安・ドル高でドル換算の金額が目減りするためだそう。

サッカーワールドカップで盛り上がっていたら、一方で急速に貧しくなりつつある我が国の実態が浮き彫りになり、複雑な思いに駆られた方も多かったのではないかと思います。

デジタル化で後塵を拝している我が国ですが、岸田首相は、人への投資に5年で1兆円投入すると表明しています。具体的には、①非正規雇用を正規雇用に転換する支援、②リスクリングから転職までを民間専門家に相談できる仕組み作り、③従業員の学び直しに取り組む企業への支援、の3つの政策を拡充する戦略です。

これらの政策の実現にあたっては、民営紹介所にも大きな期待が寄せられています。そうした期待を背に、今年も良い年になりますよう、皆さまとともに頑張っている所存です。どうぞよろしく願い申し上げます。

### 民営職業紹介



### 民営職業紹介 ひと No.186 冬号

令和5年1月13日発行

編集人 上市 貞満

発行所 公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会  
〒113-0033 東京都文京区本郷3-38-1 本郷信徳ビル5階  
TEL.03-3818-7011 (代表) FAX.03-3818-7015

印刷所 日本印刷株式会社

# 講習案内 職業紹介責任者講習日程

令和5年1月～令和5年3月 お申込み受付中

職業紹介責任者講習とは、職業安定法により選任が義務付けられている職業紹介責任者が受講しなければならない法定講習です。

当協会では、講習会場にて実施する「集合型講習」に加え、オンライン講習も実施しております。

★「理解度確認試験」を平成31年4月から実施しています。全ての講義を受講し、理解度確認試験合格者に受講証明書を交付しています。

【令和4年12月現在】

開催日	曜日	開催地	会場	定員
令和5年 1月20日	金	福岡県(福岡市)	天神ビル 11F「10号会議室」	160
〃 1月23日	月	オンライン開催		60
〃 1月25日	水	大阪府(大阪市)	ホテルアウイーナ大阪 3F「葛城」	144
〃 1月27日	金	オンライン開催		60
〃 1月30日	月	東京都(千代田区)	連合会館 2F「大会議室」	180
〃 2月 1日	水	オンライン開催		60
〃 2月 3日	金	オンライン開催		60
〃 2月 7日	火	東京都(千代田区)	連合会館 2F「大会議室」	180
〃 2月 9日	木	オンライン開催		60
〃 2月13日	月	オンライン開催		60
〃 2月15日	水	オンライン開催		60
〃 2月17日	金	宮城県(仙台市)	仙台市中小企業活性化センター6階「セミナールーム2-AB」	96
〃 2月20日	月	大阪府(大阪市)	ホテルアウイーナ大阪 3F「葛城」	144
〃 2月21日	火	オンライン開催		60
〃 2月24日	金	東京都(千代田区)	連合会館 2F「204会議室」	84
〃 2月28日	火	オンライン開催		60
〃 3月 3日	金	愛知県(名古屋市)	ホテルルブラ王山 2F「金鯱」	88
〃 3月 8日	水	オンライン開催		60
〃 3月10日	金	東京都(千代田区)	連合会館 2F「大会議室」	180
〃 3月13日	月	オンライン開催		60
〃 3月15日	水	オンライン開催		60
〃 3月17日	金	大阪府(大阪市)	ホテルアウイーナ大阪 3F「葛城」	144

○講習時間……9時30分～17時(時間厳守)※全ての方がこの講習時間となります。

○受講費用……12,500円(民紹協会員は8,800円)(税込)

※振込手数料はお客様負担となりますので、あらかじめご了承ください。

## 【オンライン講習について】

受講前に必ずオンライン講習受講時のマニュアルの必読及び接続確認をお願いします。(注意事項は多岐にわたりますので、必ず受講前ご確認ください。)

オンラインでの受講はカメラ、マイク付のパソコンを利用した講習です。(携帯電話、スマートフォン、タブレットでの受講はできません。また、推奨環境についても当協会HPにて確認をお願いします。)

受講申込みは、開催日の3か月前から当協会ホームページ

<http://www.minshokyo.or.jp/> の「受講申込みフォーム」、または、FAXにて承ります。

※FAXによるお申込みを希望される場合は、お電話にて申込用紙をご請求ください。

※オンライン開催分はFAXでのお申込みはできませんので、ご注意ください。

公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会

# 人材ビジネスシステム 国内シェアNo.1の 最新クラウドサービス



PORTERS  
**HR-Business Cloud**



- ▶ お客様導入事例公開中
- ▶ 30日間無料トライアル
- ▶ 人材ビジネス支援マガジン  
**PORTERS MAGAZINE**Web

## ▶ 特徴 & メリット

1. 個人事業主から大企業まであらゆる規模の人材紹介ビジネスに
2. サブスクリプション（定額課金制）で1IDから利用開始可能
3. ドラッグ&ドロップによる業務画面の簡単カスタマイズ
4. 複数媒体との連携を一元化でき管理コストを削減
5. 各種テンプレートによる成功モデル標準化で人材育成促進
6. 案件の進捗停滞・マッチング漏れ防止

毎日開催人材紹介ビジネス システム導入相談会  
無料相談会の申込みはこちら：  
<http://hrbc.porters.jp/event>

お問合せ ポーターズ株式会社

TEL 03-6432-9829

MAIL [sales@porters.jp](mailto:sales@porters.jp)

HP <https://hrbc.porters.jp/>

